

令和二年六月二十六日付け奈良県公報第一百七号で公告した公共測量の実施の通知について、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県中部農林振興事務所長から次のとおり測量の期間を変更する旨の通知がありました。

令和三年四月二十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 北葛城郡広陵町百済
- 三 測量の期間 （変更前）令和二年六月十五日から令和三年一月二十九日まで  
（変更後）令和二年六月十五日から令和三年三月二十六日まで